

岡山県森林作業道実施基準

平成23年8月25日 治第611号
最終改正 平成28年6月20日 治第242号

造林補助事業で実施する森林作業道（以下「作業道」という。）については、岡山県森林作業道作設指針（平成23年4月28日付け、治第69号。以下「指針」という。）、岡山県造林事業補助金交付要綱（昭和48年7月23日付け、治第867号）、岡山県造林事業実施要領（平成19年4月2日付け、治第53号）、岡山県造林事業実施基準（平成19年4月2日付け、治第55号）、岡山県造林事業調査要領（昭和53年7月20日付け、治第359号。以下「調査要領」という。）、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け、13林整整第882号）、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け、13林整整第885号）、森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日付け、14林整整第580号。以下「運用」という。）、森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について（平成23年3月31日付け、22林整整第857号。以下「標準単価の設定について」という。）、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け、21農振第2,453号）、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け、21林整計第336号）、森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付け、12林野計第138号。以下「設計積算要領」という。）、森林環境保全事業標準歩掛（平成11年4月1日付け、11林野計第133号。以下「標準歩掛」という。）によるほか、この実施基準によるものとする。

第1 目的

この実施基準は、設計・積算基準及び補助金査定に必要な事項等を定めるものである。

第2 規格・構造

作業道の規格・構造については、指針で定めるところによる。

第3 測量及び設計

1 予備調査路線の踏査等

(1) 予備調査（図上）

予備調査は、地形図（1/5,000）、森林計画図、空中写真等を使用して、地形、林況、保安林等制限林の有無及び種類、森林施業の種類、使用する林業機械、森林の所有者関係等を勘案の上、路線の起点、終点、通過点、勾配、延長等を図上で設定する。

(2) 現地踏査

予備調査により図上で設定した路線について現地踏査を行い、指針で定める事項に適合するか検討し、適切な線形の採用に努めるものとする。

(3) 森林の所有界、所有者を調査し、作業道用地への土地提供等の可否を検討し、関係者の承諾を得る。

(4) 作業道の用地が保安林等制限林である場合は、所要の手続をとる。

2 設計の種類

(1) 作業道の設計の種類は、当初設計、変更設計、精算設計及び県が補助金額の査定を行う出来高（補助金査定）設計とし、設計書の様式は次のとおりとする。

ア 事業主体が作成する当初設計、変更設計及び精算設計は、計画額や予定価格、最終請負契約額等を決定する上で、必要に応じて作成するものである。

様式については、設計積算要領又は実施基準の出来高設計書に準じて作成する。

イ 出来高設計書の構成

(ア) 設計書表紙

様式1

- (イ) 設計総括表 様式 2
- (ウ) 事業費（補助金査定）総括表 様式 3-1、3-2
- (エ) 平面測量（中心線測量）等計算表 様式 4
- (オ) 森林作業道簡易構造物金額管理表 様式 5
- (カ) 森林作業道台帳 様式 6
- (キ) 第 3 の 4 で定める図面及び数量計算表等

3 調査・測量

(1) 作業道の調査・測量

ア 平面測量（中心線測量）

ポケットコンパス及び巻尺等により、主な路線の変曲点、地形の変化点、工作物の設置箇所、排水施設の集水効果区間等に測点を設け、路線の線形及び延長を測定する。

イ 縦断測量

平面測量で得られた各測点の地盤高等を利用して測定する。

ウ 横断測量

路線全体を通して平均的な横断傾斜角（地山線）を、ポール等により測定し、起点終点を除き、おおむね標準となる箇所を次表の割合で選定する。

開設延長	標準断図の選定割合
500m未満	おおむね100m毎に1箇所
500～1,000m未満	おおむね200m毎に1箇所
1,000m以上	おおむね300m毎に1箇所

エ 土質調査

土質は次の9区分を標準とし、現地を調査して適用区分を決定する。

- (ア) 砂・砂質土
- (イ) 粘性土
- (ウ) 礫質土
- (エ) 岩塊・玉石
- (オ) 軟岩（Ⅰ）A
- (カ) 軟岩（Ⅰ）B
- (キ) 軟岩（Ⅱ）以上

オ 工作物等の調査

工作物、路面工等の必要区間、排水施設の集水効果区間、規格、数量等を調査する。

4 図面及び数量計算

(1) 作業道の設計書に添付する図面は、次のとおりとする。

ア 位置図

1/50,000地形図に作業道の位置を表示する。

イ 整備線形図

1/5,000地形図に次の事項を表示する。

（事前計画で提出した図面を代用してよいが、出来高設計書には作業道開設後の実績版に修正したものを添付する。）

- (ア) 既設自動車道
- (イ) 作業道線形

ウ 平面図

1/500～1/1,000の平面図に、路線（単線の実線で可）、測点番号、工作物、排水施設の集水効果区間、待避所等の位置を記入する。

等高線の記入は要しないが、排水施設がある場合はその集水効果区間が判定できる図面（縮尺は定めない。）を別に添付する。

エ 横断面図

第3の3の(1)のウで選定した箇所について、全幅員、断面積、切取・盛土法勾配、法長及び地山の勾配等を記入した標準断面図を作成する。

なお、県が設定した標準断面図を適用できる場合は、そのタイプの記号を表示する。

オ 工作物図

必要に応じて作成する。

(2) 数量計算

事業主体が行う数量計算は、設計積算要領又は実施基準の出来高設計書に準じて作成する。

出来高設計書に添付する数量計算表等は次のとおりとする。

ア 平面測量（中心線測量）等計算表（様式4）

平面測量（中心線測量）の成果を基に、路線の方位角、高低角、斜距離を整理し、水平距離、縦断勾配の算定値及び県が設定した標準断面図のタイプの記号を記したものを。

イ 森林作業道簡易構造物金額管理表（様式5）

標準単価の設定について第2の6の(2)の規定により、簡易構造物が必要な区間延長1m当たり3,000円以内であることを管理するもの。

ウ その他数量計算表（任意様式）

路面工、排水施設工等について、施工区間の延長等に施工量を乗じる等の方法により算出する。

なお、数量の単位は、標準単価の単位に合わせることに。

5 事業費の積算

補助対象とする事業費の構成及び各費目の内容は、運用4の(4)に定めるところによるものとする。

なお、事業費算定にあたっての端数処理は、原則として円単位止めとし、円未満は切捨てとする。

ただし、事業主体において別に定めがある場合はこの限りでない。

6 測量及び設計に関する留意事項

作業道における簡易構造物とは、指針第3の4で定める、丸太組工、ふとんかごのほか、簡易な法面保護工、碎石路面工、木製横断溝、ヒューム管などの排水管等とし、現場打ちのコンクリート構造物、H形鋼等を用いた鋼製構造物等以外のものをいう。

第4 発注及び施工

1 工事の発注

- (1) 工事の発注及び契約方法は、事業主体の定めるところによるが、競争入札による契約に努めるものとする。
- (2) 森林組合等が請負に付して工事を発注するときは、競争入札による契約又は数社の見積りによる随意契約とするよう努めるものとする。

2 工事の施工

工事の施工は、関係法令、規則等を厳守して適正に行うこと。

なお、工事仕様書は、指針によるほか次の事項を参考として、事業主体において作成するものとする。

- (1) 伐開幅は、切取法肩、盛土法尻の外側1m以内を標準とする。
- (2) 残土が発生する場合は、土砂流出のおそれのない所に捨土するか、土砂流出防止の適切な措置をとる。
- (3) 施工状況写真（起点、終点、開設作業状況、使用機械、工作物の施工前後等）を撮影する。

特に、法面工、路面工、排水施設等の工作物を実施する箇所は、その必要性が確認できるよう撮影する。

- (4) 作業道の完成後に、出来形が検測できるよう測点杭を復元する。

第5 補助金の交付申請

補助金交付申請書の作成は運用6の(3)によるものとし、補助金の交付申請に当たっては、次の書類等を添付する。

- (1) 第3の2で定める出来高設計書

ただし、標準単価の設定について第2の6の(3)で定める標準断面（県設定）・標準設計を適用出来ない部分を計上する場合は、当該部分に係る設計積算要領に基づいた最終（精算）設計書及び当該路線全体に係る実行経費（最終請負額）が確認できる資料等を添付する。

なお、市町村が事業主体の場合は、上記に関わらず、当該路線全体に係る実行経費（最終請負額）が確認できる資料等を添付する。

- (2) 設計図面（標準断面図、工作物図等）に現場出来形を赤書きした成果図（請負施工の場合は、請負業者等が作成した成果図を代用可）
- (3) 工事完成写真（施工状況等を含む。）
- (4) その他必要な書類（契約書写し、材料購入伝票写し等）

第6 調査・査定

1 現地調査

指針第2～第4に規定する各項目と照査を行う。

開設の目的とする森林施業の実施と、計画している林業機械等の通行に支障がないか確認することを基本に、幅員、延長、勾配、工作物の設置状況、路面の仕上がり状況等について調査する。

また、調査は、起終点とこの間のおおむね300mに1箇所の割合で抽出した箇所について、次の内容を確認する。

- (1) 延長

延長は、測点間の水平距離等を検測する。

- (2) 標準断面

幅員、切取・盛土の法勾配及び法長を検測する。

工事前の地山線は、山側の地山の勾配を直線で路面との交点に延長した線とみなすものとする。

- (3) 土質区分

標準断面ごとの土質区分を調査する。

- (4) 法面工、路面工、排水施設等の工作物

施工区間の延長、規格、数量、仕上り状況を調査する。

2 書類調査

交付申請書の添付書類等により、次の事項について調査する。

- (1) 保安林等制限林の有無及び許認可状況

- (2) その他必要な事項

3 査定

- (1) 補助金交付申請者から提出された出来高設計書等を基に、調査要領第5により造林調査野帳及び調査書を作成する。

- (2) 指針で定める規格構造を限度として査定を行い、現場出来形に指針以上の部分がある場合は補助対象外とする。

- (3) 標準単価

岡山県森林作業道標準単価表に定めるところによる。

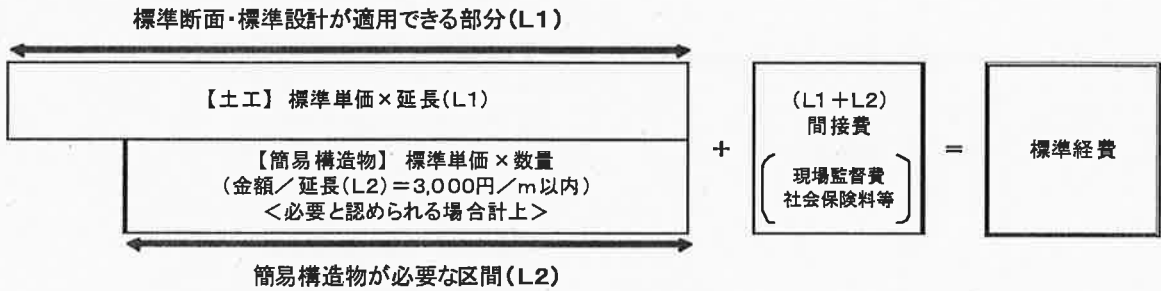
- (4) 単価協議

標準単価表に設定していない工程の標準単価が必要と認められる場合は、その都度、県と協議して定めるものとする。

- (5) 補助金額の算定は、運用の4及び標準単価の設定について第2の6に基づき、以下を参考に行う。

ア 標準断面（県設定）・標準設計を適用できる場合

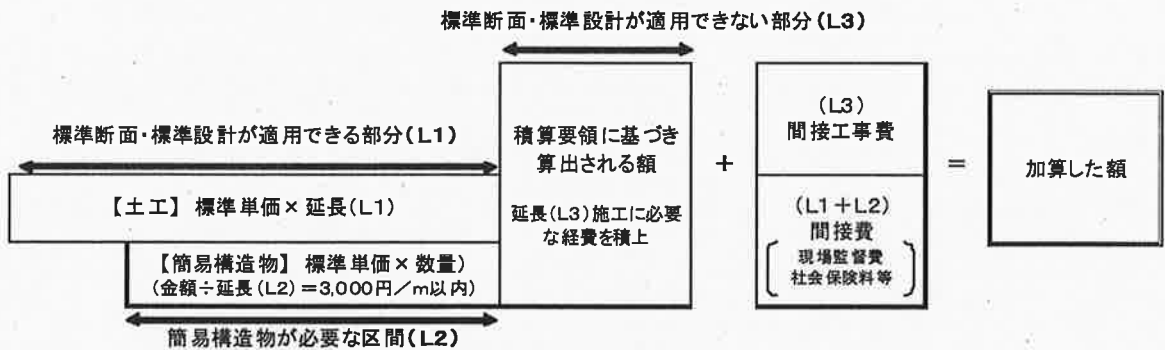
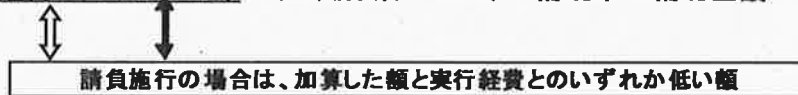
$$\text{標準経費} \times (\text{査定係数} / 100) \times \text{補助率} = \text{補助金額}$$



- (注) 1 標準単価=(直接工事費+共通仮設費)
 2 L1区間は、標準単価の設定について第2の6の(1)に基づき、県が設定した標準単価により算出した土工の額
 3 L2区間は、標準単価の設定について第2の6の(2)に基づき、簡易構造物が必要と認められる当該部分に限り、県が設定した標準単価により、延長1m当たり3,000円以内で算出した額

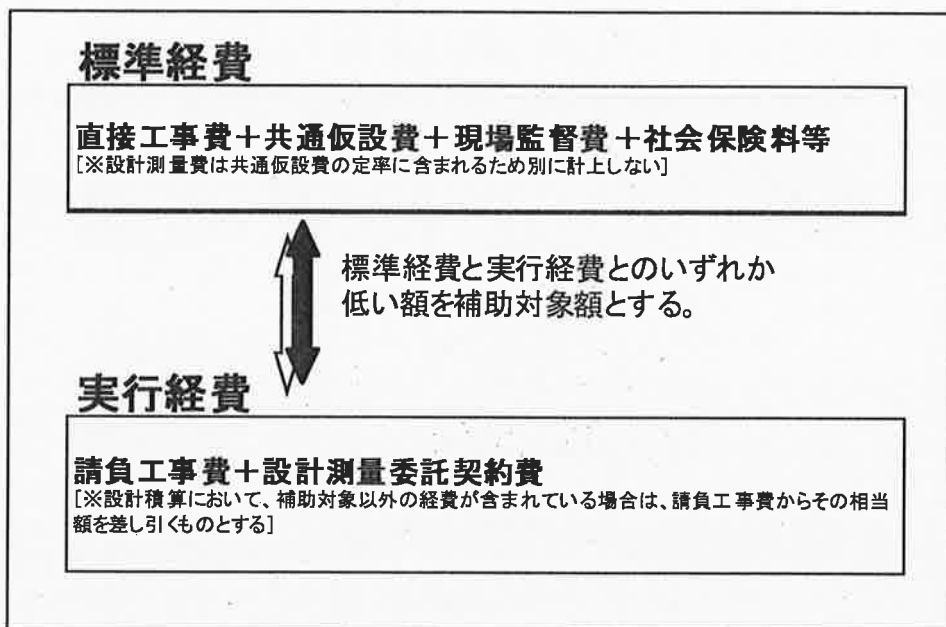
イ 標準断面（県設定）・標準設計を適用できない部分がある場合

$$\text{加算した額} (L1+L2+L3) \times (\text{査定係数} / 100) \times \text{補助率} = \text{補助金額}$$



- (注) 1 標準単価=(直接工事費+共通仮設費)
 2 L1区間は、標準単価の設定について第2の6の(1)に基づき、県が設定した標準単価により算出した土工の額
 3 L2区間は、標準単価の設定について第2の6の(2)に基づき、簡易構造物が必要と認められる当該部分に限り、県が設定した標準単価により、延長1m当たり3,000円以内で算出した額
 4 L3区間は、標準単価の設定について第2の6の(3)に規定された、標準断面・標準設計が適用できない部分で、設計積算要領に基づき算出する額。

- (6) 運用の4の(2)により、市町村が請負に付して実行した事業に係る補助金額は、標準経費と実行経費とのいずれか低い額に査定係数及び補助率を乗じて求めることとされているが、設計測量費が実行経費に含まれている場合の標準経費との比較対象は、次のとおりとする。



- (7) 消費税等相当額は、請負施行の場合において補助対象とする。
 (8) 作業道の開設における林内路網密度の限度は200m以内/haとし、それを超える部分については、補助対象外とする。

第7 調査員

作業道の現地調査及び査定は、調査要領第2の1に定める調査員が行う。

第8 作業道の管理

- 1 作業道の管理者は原則として事業主体又は森林所有者とする。
 ただし、これにより難しい場合は事業主体等以外の者を管理者とすることができる。
- 2 管理者は、維持管理と当該森林保全のため、次の事項について措置をとらなければならない。
 - (1) 路面及び法面等の維持修繕
 - (2) 土砂の流失、崩壊等による災害の未然防止
 - (3) 周辺地の環境保全
 - (4) その他維持管理のため必要な事項
- 3 管理者は、通行の安全を確保するため必要があるときは、次の事項について適切な措置をとらなければならない。
 - (1) 速度の制限
 - (2) 使用者、乗員又は積載量の制限
 - (3) 車両の通行の制限又は禁止（ゲートの設置、施錠等）
 - (4) その他構造の保全又は通行の危険防止のため必要な事項

第9 作業道台帳

- 1 事業主体は、運用5の(3)に基づき、様式6の森林作業道台帳（以下「台帳」という。）を1路線ごとに作成し、森林整備等の実行状況を整理するとともに、維持管理等の履歴を記入する。
- 2 台帳は、補助金交付申請時に出来高設計書の添付資料として提出するものとする。

添付する台帳には、提出時点で判明している事項について記入することとし、その後、森林整備の実施状況等により記載内容の追加や変更が生じた場合には、その都度県民局に報告しなければならない。

- 3 県は、台帳と事前計画（作業道開設後の実績版に修正したもの）とを対比して、森林整備の実施状況等を点検するとともに、維持管理等について指導するものとする。
- 4 台帳は、事業主体及び県民局に備え付けるものとする。

附 則（平成23年8月25日治第611号）

（施行期日）

- 1 この実施基準は、平成23年8月25日から施行し、平成23年度予算分から適用する。
（岡山県造林作業道等実施基準の廃止）
- 2 岡山県造林作業道等実施基準（平成19年8月30日付け、治第397号）は、廃止する。

附 則（平成28年6月20日治第242号）

- 1 この実施基準は、平成28年度2・四半期事業から適用する。